

令和 5 年度 資料館協議会 会議次第

日時：令和 6 (2024) 年 1 月 19 日 (金)

午後 2 時～3 時 30 分

会場：中込会館 会議室 1

<委嘱書の交付>

委員自席で交付

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び会長代理選出

5 会長あいさつ

6 会議事項

(1) 旧中込学校竣工 150 周年記念事業について 【資料 1】

① 実行委員会規約および委員構成について

② 記念事業の内容について

(2) その他

7 閉 会

資料館協議会の役割について

1 資料館協議会の役割

「資料館協議会」とは…

「佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例」の規定により設置されている協議会です。

「資料館協議会」の役割は…

重要文化財旧中込学校および資料館の運営に関し、佐久市教育委員会からの意見や見解の求め（諮詢）に対し、協議いただき、回答（答申）していただくことです。また、運営に関し、意見を言っていただくこともできます。

【参考】

■佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例

（協議会の設置）

第8条 資料館に資料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織等）

第9条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第10条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

■佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例施行規則

（協議会）

第10条 条例第8条に規定する協議会は、重要文化財旧中込学校及び資料館の運営に関し、教育委員会の諮詢に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。

2 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 資料館協議会設置の経過

昭和41年 1月 旧中込学校が県宝に指定

昭和44年 3月 旧中込学校が重要文化財に指定

昭和44年 4月 旧中込学校が国史跡に指定

昭和54年10月 軽井沢町在住の土屋氏より、資料館建設のための多額の寄付（3,300万円）があり資料館を建設。10月2日の竣工とともに佐久市に寄贈される。

佐久市では資料館協議会を設置し、その運営を委ねた。

～『旧中込学校』（佐久市教育委員会発行）より～

旧中込学校竣工150周年記念事業について

1 旧中込学校関係年表（『旧中込学校』（佐久市教育委員会発行）より抜粋）

年 次	事 項
明治6年（1873）9月27日	学制によって下中込村は、今井・三河田両村と組合立として学校を創立。村内の小林寺を仮校舎にあてて、名称も成知学校と定める (中略)
明治8年（1875）4月20日	地鎮祭を行い、直ちに工事に着手した (中略)
明治8年（1875）12月25日	落成式をあげて、同日小林寺から移転 学校開始のはこびに至る

⇒ 令和7年（2025）12月25日をもって竣工150年を迎える

2 これまでの経過等

(1) 旧中込学校保存会役員との協議（令和4年12月21日）

○市主催の記念事業として旧中込学校保存会などの皆さんと連携して実施する。

○記念事業の実施内容に関する意見等

- ・旧中込学校建築までの物語を漫画化する（武論尊漫画塾との連携）
 - ・記念グッズの作成（例：旧中込学校をデザインした3Dクリスタルなど）
 - ・ステンドグラスによる外部装飾
 - ・記念式典や記念講演会
- など

(2) 資料館協議会における協議（令和5年3月17日）

○実行委員会を組織して記念事業を実施する。

○記念事業の実施内容に関する意見等

- ・旧中込学校を建てた市川代治郎（佐久の先人）の紹介
 - ・次代を担う子どもたちが中心に参画できるような発表会（単発ではなく、学習の一環として取り組むことができれば子どもたちも興味を持つことができるのではないか）
 - ・考古遺物展示室のような施設を旧中込学校（の敷地）に設置できないか
 - ・旧中込学校を案内する看板の改修
 - ・資料館の音声案内
- など

【参考】旧中込学校を活用した記念事業の事例

『開校記念日事業』

- ・毎年、成知学校（現在の中込小学校）の開校日（明治6年9月27日）に最も近い土曜日に実施
- ・旧中込学校及び資料館の無料公開と太鼓楼の公開を、旧中込学校保存会の皆さんのご協力により実施
- ・令和5年度は、9月30日（土）に実施

『学制公布150年記念事業』

- ・令和4年11月21日に実施
- ・中込小学校5年生の協力をいただき、タブレット端末を使用した特別事業を実施
- ・1クラスを2班に分け、1班が特別事業を実施している時間は、別班は太鼓楼の見学を実施

3 記念事業開催までのスケジュールの概要

令和5年度

- ・市の実施計画へ事業計画書を提出（事業内容および経費）（7月）
- ・令和6年度当初予算要求（11月）
- ・実行委員会の規約や構成団体等の決定（1月）
- ・記念事業に関する意見交換等（事業内容など）（1月）
- ・実行委員会委員の選任等（3月）

令和6年度

- ・第1回実行委員会の開催（4～5月）　記念事業に関する協議（事業内容、実施時期など）
- ・記念事業の準備（令和6年度中に着手しないと間に合わないもの）（6月～）
- ・第2回実行委員会の開催（7月）　記念事業に関する協議（事業内容など）
- ・市の実施計画へ事業計画書を提出（事業内容および経費）
- ・第3回実行委員会の開催（11月）　記念事業に関する協議（事業内容など）
- ・令和7年度当初予算要求

令和7年度

- ・第1回実行委員会の開催（4月）　記念事業に関する協議（記念事業の詳細日程など）
- ・第2回実行委員会の開催（7月）　記念事業の準備状況確認など
- ・第3回実行委員会の開催（9月）　記念事業の準備状況確認など
- ・記念事業（式典等）の開催（10～11月）

旧中込学校竣工 150 周年記念事業実行委員会の設置について（案）

1 目的

令和 7 年に竣工 150 周年を迎える旧中込学校の記念事業を地域とともに作り上げていくとの観点から、事業について企画立案するとともに、事業を運営するための実行委員会を組織する。

2 規約

別紙 規約（案）のとおり

3 委員数

20 名程度

4 委員構成

- (1) 資料館協議会委員
 - (2) 旧中込学校保存会会員
 - (3) 中込小学校・中込中学校（学校職員、児童生徒、P T A 等）
 - (4) 中込地区公民館活動団体
 - (5) 観光協会（中込地区）
 - (6) 中込商店会協同組合
 - (7) 譲見を有する者
 - (8) 行政
- など

5 事務局 佐久市教育委員会 文化振興課（文化財事務所）

旧中込学校竣工 150 周年記念事業実行委員会規約（案）

令和 年 月 日佐久市教育委員会教育長決裁

（名 称）

第1条 本会は、旧中込学校竣工 150 周年記念事業実行委員会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、竣工 150 周年を迎える旧中込学校の記念事業を通して、旧中込学校の歴史や地域が誇る先人の偉業を後世に継承するとともに、中込地域の活性化を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

（1）旧中込学校竣工 150 周年記念事業の企画立案及び運営

（2）前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組 織）

第4条 本会は、別紙の委員をもって組織する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、本会の解散の日までとする。ただし、任期中に委員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

（1）実行委員長 1名

（2）副実行委員長 1名

（3）監事 2名

（役員の職務）

第7条 実行委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を行ふ。

3 監事は、本会の事業及び収支決算について監査する。

（顧 問）

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に対し助言をするほか、実行委員長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

（会 議）

第9条 委員会の会議は、実行委員長が招集し、実行委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（報酬等）

第10条 役員及び委員に対し報酬は支出しない。ただし、旅費等費用弁償について支出することができる。

（会 計）

第11条 本会に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(解散及び残余財産の処分)

第 12 条 本会は、第 2 条の目的を達成したときは、会議における議決により解散する。

2 本会が解散した場合において、その残余財産は、佐久市に帰属するものとする。

(事務局)

第 13 条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を佐久市教育委員会社会教育部文化振興課（文化財事務所）内に置く。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別紙（第4条関係）

旧中込学校 150 周年記念事業実行委員会 委員名簿